

ハンセン病に係る公文書の保管状況等調査結果の概要

令和4年（2022年）5月27日

感染症対策課、人権・男女共同参画課、情報公開・法務課

1 調査目的

今回のような事案の再発を防ぐため、現在県が保管しているハンセン病に係るすべての文書とそれらの保管状況を調査し明らかにするとともに、その状況について検証を行う。

（背景）・ハンセン病回復者やご家族の皆様が受けた不安と恐怖の解消

・「『明治三十二年 癩病患者並血統家系調』に関する検討会」からの要請に対応

2 調査方法

県の全所属を対象に、ハンセン病（らい病）に係る文書（電子データを含む。）の保管状況や内容等を調査（調査期間：令和3年6月4日～7月30日）

3 調査結果

種類	確認できた事項	評価
「明治三十二年 癩病患者並血統家系調」と同じ調査による台帳	すべての機関において、同じ調査による台帳は発見されなかった。	—
その他のハンセン病に係る公文書	<ul style="list-style-type: none">紙文書及び電子データを併せて2,340保管しており、いずれも当時の法律等や県独自の取組に関して作成したものであった。患者や家族等の個人情報を含む公文書は143あり、いずれも長野県個人情報保護条例等に基づき、鍵付き保管庫や電子データのパスワードにより保管していた。長野県文書規程（以下「文書規程」という。）等に基づく取扱いをしていない公文書（書名や保存期間が不明確、保存期間経過）を134冊確認した。	<ul style="list-style-type: none">現存している公文書については、すべて当時の法律等や県独自の取組に関するもので、これを逸脱して作成したものはなく、適切であった。患者や家族等の個人情報を含む公文書の保管状況については、長野県個人情報保護条例等に基づき、鍵付き保管庫等で保管しており、適切であった。文書規程等に基づき、書名の記載や保存期間の設定、廃棄又は歴史的資料としての移管を、適切に行うべきだった。現時点では歴史公文書として移管していくことも考えられるが、平成8年の「らい予防法」廃止の時点では取扱いを検討することなく保管してきた。
ハンセン病に係る歴史的資料等	<ul style="list-style-type: none">県立歴史館等に107冊保管していた。患者や家族等の個人情報を含む文書は、28冊存在し、すべて二重扉の書庫内の鍵付き保管庫の中で保管していた。	個人情報を含む歴史的資料は、鍵付き保管庫の中で保管しており、保管状況は適切であった。

4 今後の対応

○長野県公文書等の管理に関する条例その他の公文書管理に係る諸規程に基づき、取り扱う。

【文書規程等に基づく取扱いをしていなかった公文書】

・書名の記載や保存期間の設定、保存期間が経過した公文書の歴史公文書としての移管又は廃棄の処理を、適切に行う。

【現在保有している公文書及び今後作成する公文書】

・公文書として適切に管理していく。

・保存期間満了後の取扱いについては、関係団体の意向を踏まえ、長野県公文書等の管理に関する条例施行規則第2条に定める基準に則り、明らかに保存する必要がないものを除き、「歴史公文書」として移管する。

○移管した歴史公文書は、当事者や関係団体と相談しながら、ハンセン病問題に関する県民の皆様への理解を促すため、企画展示等に活用していくことを検討する。